



■ 令和 7 年 4 月からの水道料金制度変更について (お知らせ) ■

大阪広域水道企業団は、平成 31 年 4 月から泉南市の水道事業を引き継いで実施しています。同様に府内 13 市町村での水道事業 (水道センター) を運営していますが、経営の効率化とサービスの向上を図るため、現在、運用方法の統一を進めています。これにより、**令和 7 年 4 月から**上下水道料金の検針・徴収周期やお支払期限等が変更になります。ご理解いただきますようお願いいたします。

～ 水道料金等のお支払期限等が変わります ～

- 2 か月分ごとに検針・請求を行います。また、お支払期限などが変わります。

	現在	令和 7 年 4 月以降
検針・請求	2 か月に 1 回・毎月	2 か月に 1 回 (2 か月分まとめてのお支払いとなります)
口座振替日	検針月の翌月 7 日 (1 か月分) 検針月の翌々月 7 日 (1 か月分)	検針の翌月 23 日 (2 か月分)
納付書払い支払期限	検針月の翌月末日 (1 か月分) 検針月の翌々月末日 (1 か月分)	検針の翌月 23 日 (2 か月分)

- 使用者番号 (お客さま番号) が変わります。
- 検針のお知らせや納入通知書等のデザインが変わります。
- お客さまご自身に行っていただく手続きはありません。また、水道料金の変更もありません。

次のページにて検針地区ごとのお支払期限等の移行イメージ図を掲載しております。

※田尻水道センターから水道料金を請求しているお客さま (岡田地区及び北野地区の一部) のお支払期限等の移行については、別途ちらしを各戸に配付してご案内します。

～ お客さまの利便性が向上します ～

- 令和 7 年 4 月からお支払方法に『クレジットカード払い』を追加します。



※手続きについては、3 ページ目『大阪広域水道企業団お客さまサポート』を利用いただけます』をご覧ください。

- 使用水量や料金のデータを「見える化」します。



- ◇ スマートフォンやパソコンから、使用水量や料金の確認ができます。
- ◇ 使用水量をチェックすることで、宅内漏水の早期発見にもつながります。

